

介護予防における『二次予防事業対象者』の呼び名を募集します

「介護予防」とは、介護が必要となることを予防することですが、市では、高齢者が生涯にわたって自立し、自分らしくいきいきと暮らすことができるよう、介護予防の取組みを行っています。

毎年4月には、65歳以上の人を対象として生活機能評価基本チェックリストを送付しており、筋力の低下や低栄養状態など、生活機能（日常生活で必要となる機能）の低下をいち早く発見し、介護予防に取り組むきっかけづくりのためにを行っています。

基本チェックリストの結果、生活機能の低下がみられる人のことを『二次予防事業対象者』といいます。この『二次予防事業対象者』には、介護予防プログラムへの参加をお勧めしています。

このたび、美祢市における『二次予防事業対象者』にふさわしく、また、親しみやすい呼び名を募集することとしましたので、多数の御応募をお願いします。

◆介護予防事業のながれ

①市から、生活機能評価基本チェックリストが郵送されます。



②基本チェックリストの質問に回答します。



③基本チェックリストの結果により、生活機能の低下がみられる『二次予防事業対象者』に、介護予防プログラムへの参加をお勧めします。



④活動的な生活を送るために必要な身体機能を維持、向上させるための介護予防プログラムに参加します。

応募要領 市民又は市内に通勤・通学する人であれば、1人何点でも応募できます。

ハガキ又は募集チラシに、①『二次予防事業対象者』の呼び名、②郵便番号、③住所、④氏名（ふりがな）、⑤年齢、⑥職業（学校名）及び⑦電話番号を記載の上、応募してください。

応募締切 平成23年2月4日 金

応募先 〒759-2292 美祢市大嶺町東分 326-1
美祢市市民福祉部高齢福祉課

その他 採用された呼び名の応募者には、抽選で記念品を贈呈します。

問合せ先 高齢福祉課 ☎0837(52)1132

軽自動車税減免制度の減免対象範囲に肝臓機能障害が追加されました

平成22年4月から身体障害者手帳に記載される障害区分として「肝臓機能障害」が新たに追加されました。このことに伴い、肝臓機能障害が軽自動車税の身体障害者等に対する減免制度の対象となりました。

対象となる等級

肝臓機能障害	身体障害者手帳をお持ちの人	1級から3級まで
	戦傷病者手帳をお持ちの人	特別項症から第3項症まで

対象となる軽自動車の所有等

	軽自動車の所有者	軽自動車の運転者
身体障害者 戦傷病者	本人	本人 生計を一にする人等
	生計を一にする人	本人 生計を一にする人等

減免される年度

減免される年度は、減免対象への追加が4月1日以降となったため手帳の交付日（既到手帳をお持ちで、肝臓機能障害が該当になった人は再交付日）によって右表のようになります。

なお、平成22年度減免の申請受付については平成23年3月31日までとなります。

	手帳交付日（再交付日）	減免年度
身体障害者手帳 をお持ちの人	平成22年4月1日～平成22年5月24日 （軽自動車税納期限の7日前）	平成22年度
	平成22年5月25日以降	平成23年度
戦傷病者手帳 をお持ちの人	平成22年3月31日以前のもの又は 平成22年4月1日～平成22年5月24日 （軽自動車税納期限の7日前）	平成22年度
	平成22年5月25日以降	平成23年度

※減免できる軽自動車は、**1人の障害者につき、普通自動車を含めて1台に限られます。**

※減免申請については毎年申請が必要です。

申請場所 税務課市民税係（⑧番窓口）、美東総合支所市民福祉課、秋芳総合支所市民福祉課

問合せ先 税務課市民税係 ☎0837(52)5234

家屋を新築・増築・改築及び取り壊されたときは

家屋を新築・増築・改築された場合

平成 22 年 1 月 2 日から平成 23 年 1 月 1 日までの間に家屋を新築、増築及び改築されたときは、平成 23 年度から固定資産税・都市計画税（都市計画税は一部の地域のみ）の課税の対象となりますので、税務課固定資産税係までご連絡をお願いします。連絡がありましたら、日程を調整させていただき、調査に伺いますのでご協力をお願いします。

※建築基準法に基づく家屋はもとより、建築基準法に基づく建築確認を必要としない家屋、規模の大きさや用途にかかわらず、新築・増築・改築された場合は課税の対象となります。

家屋を取り壊された場合

平成 23 年 1 月 1 日までに家屋を取り壊された人は、平成 23 年度から固定資産税・都市計画税（都市計画税は一部の地域のみ）の課税の対象から除かれますので、税務課固定資産税係まで届出をお願いします。

届出がありましたら、現地の調査を行いますので、ご協力をお願いします。

あなたの住宅用地は 変わっていませんか

住宅用の土地は、税の負担を軽くするための「住宅用地に対する課税標準の特例措置」が適用されています。そのため、住宅が建っている土地と、店舗・工場など居住用ではない建物が建っている土地では、評価額が同じでも税額は違ってきます。

特例措置を正しく適用するために、平成 22 年中に家屋の用途を変更した方は税務課固定資産税係へご連絡ください。

また、平成 22 年中に造成・植林等により現況の地目に変更のあった土地で、地目変更登記が未了となっている人についても、ご連絡をお願いします。

償却資産の申告を 忘れずに

市内で事業（製造業・販売業・飲食業・不動産業・各種賃貸業など）を営む法人（営業所等を含む）・個人の方は、地方税法第 383 条の規定により平成 23 年 1 月 1 日現在に所有する事業用資産の申告が必要です。

なお、平成 22 年度分の申告があった人には、既に申告書を送付しております。

また、平成 22 年中に営業を開始した法人・個人の人も申告が必要です。事業を営んでいる人で、申告書がお手元に届かない場合は税務課固定資産税係へご連絡ください。

申告期限 1月31日月

俳句と短歌

【美祢つぼみ句会】

初日の出ことほぐごとく昇りゆく
母の味守り伝えるお節かな
久保 悦子

【美祢あさぎ句会】

寒禽や水輪の中で浮きしずみ
朝もやにわずかに動く冬の鳥
阿座上礼子
由良野とき美

【美東俳句会】

ふるさとの明けゆく山河初景色
初茜願いあまたや八十路坂
山野 宏子
重本 栄子

【秋芳野火句会】

大銀杏空の結び目ほぐれゆく
カルストも花尾の嶺もしぐれかな
波多野深雪
長谷 伸由

【ホトトギス秋芳句会】

冬霞魚村暗めてをりしかな
一陣の風に遅れて木の葉雨
鹿嶋 さち
山中 佳子

【美祢短歌会】

親愛な貴女に手紙を書きをれど
黄泉の番地を聞き忘れたり
西村 雪江
短冊を横にし歌を書きたりと
いつも明るき車椅子の友
茶川 貞代
出雲路にもとめし和紙の和綴帳
つたなき和歌を書き残せたら
伊藤 和子

【秋芳短歌会】

尋ね来し益田の里のみ社につしりと
座せり人麻呂の碑は
長 安喜子
高空をLやVへとなりながら
去り行く雁の向かふは何処
前田 時博
老兵の死処にふさふなり南なる
尖閣列島に蛸壺掘りて
松原 正男